

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事から、令和7年5月7日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和7年7月8日

山形県監査委員 加 賀 正 和
山形県監査委員 小 松 伸 也
山形県監査委員 柴 田 優
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指摘事項	措置の内容
山形職業能力開発専門校	収入の調定が適切でないもの	決裁の際に、各項目について複数の職員により十分に確認するほか、確認したことを関係書類に明記し、所属長が適正な処理の確認をとれる体制とした。 また、特に年度末の調定については、注意事項として引継書により確実に次の担当者に伝えるよう徹底する。